

証券コード 6803
2023年6月2日

株主各位

東京都多摩市落合一丁目47番地
ティアック株式会社
取締役社長 英 裕 治

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第75回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.teac.co.jp/jp/corporate/stock_holders



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ティアック」または「コード」に「6803」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後記のご案内に従って、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

【インターネットによる議決権行使の場合】

4～5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、2023年6月23日（金曜日）午後5時40分までに議決権を行使ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月23日（金曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

インターネット、書面もしくはご出席で期限までに議決権を行使いただいた株主様にはコンビニ等でご利用可能なクオカード（500円分）を進呈いたします。（発送時期は8月中を予定）

記

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1. 日 時 | 2023年6月26日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都多摩市落合一丁目47番地
当社1階ゲストゾーン |

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項

- 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合、上記の各ウェブサイトに掲載いたします。

◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。

ただし、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項は、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面から省略して別途前掲の各ウェブサイトに掲載しております。

① 事業報告の「会社役員に関する事項」のうち責任限定契約、補償契約、役員等賠償責任保険契約の内容の概要、および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告作成のための監査等委員会および会計監査人の監査対象文書の一部であります。

【株主様へのお願い】

- ・会場を当社内の施設に変更しスペースが限られていることから、ご用意できる席数が従前より減少いたします。そのため、当日のご入場をお断りする場合がございます。
- ・COVID-19の感染状況によっては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明を省略する場合がございます。
- ・感染拡大の状況次第では、開始時刻が変更となる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.teac.co.jp/jp/>) に掲載いたします。
- ・当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の感染状況やご自身の体調を十分にご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。

引き続き、当日ご出席の株主様へのお土産配布は取りやめております。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



【推奨】インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

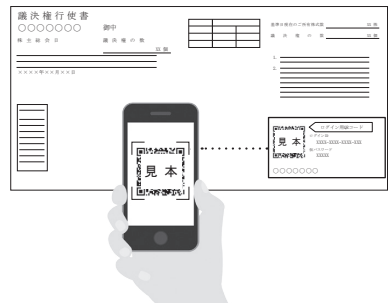
2023年6月23日（金曜日）
午後5時40分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使方法のご案内	
〇〇〇〇 株式会社	
議決権行使方法のご案内	
第1回定時総会	
開催日	平成31年 3月31日
株数	100000株
行使できる議決権の数	10000
当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを推奨いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。	
会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全ての議案を賛否を表明する場合は	
<input type="button" value="議決権へ"/>	
会社提案、および株主提案の議案について個別に賛否を表明する場合は	
<input type="button" value="賛否行使開始へ"/>	
<input type="button" value="退却へ"/>	
<input type="button" value="議案の行使(再入)"/>	

※議決権行使書用紙はイメージです。

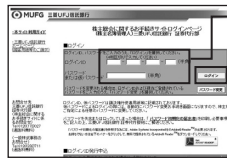
各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案について賛の表示があったものとして取り扱います。インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
してください。

2 議決権行使書用紙に記載された
「ログインID・仮パスワード」を
入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」
をクリック

3 新しいパスワードを登録してくだ
さい。



「新しいパスワー
ド」を入力
「送信」を
クリック

4 以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ・パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあって景気が持ち直していく動きが見られましたが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような状況の中で当社グループは、音響機器事業のうちハイエンドオーディオ機器事業は、次世代アンプのラインナップ拡充と新規ターンテーブルカテゴリーへの挑戦で更にブランド価値を高め、海外市場を伸ばす事で堅実な成長路線を引き続き目指してまいりました。プレミアムオーディオ機器事業は、引き続き中高級機のReferenceシリーズの更なる強化と、特色のあるアナログ製品や、すべてのカテゴリーにおいて新製品が競合に比非常に個性的な価値を持つ事を目指し、収益とブランドイメージの向上に努めてまいりました。音楽制作・業務用オーディオ機器事業は、BtoC市場においては、ミュージシャンや動画制作者などのクリエイター向けに新たな付加価値を追加した商品群を強化し、市場の開拓に努めました。BtoB市場においては、新製品のデジタルミキサーの上市により、従来の録音再生機や各種周辺機器と共に、更に柔軟で質の高いトータルシステムソリューションを提供し市場シェアの拡大を目指してまいりました。情報機器事業は、当社のコアコンピテンスである「高度な記録と再生技術」をベースに計測、半導体、医療、移動体の各分野において最先端技術を組込んだ製品開発を行い、ニッチトップポジションの獲得を進めてまいりました。特に今年度は、新たに開発した4Kメディカルレコーダーの積極的な海外市場開拓に、資源を投入してまいりました。

当連結会計年度におきましては、コロナ禍において低調に推移していたBtoB事業が回復傾向にあるものの、半導体を中心とした電子部品の調達難と前期の巣ごもり需要で好調であったBtoC事業の反動減により、売上収益および営業利益は前期と比較して減少しました。また、為替相場の変動に伴い為替差損を5千2百万円計上し、親会社の所有者に帰属する当期利益についても前期と比較して減少しました。

この結果、当社グループの連結会計年度の売上収益は156億9千9百万円（前期比1.9%減）、営業利益は5億6千3百万円（前期比13.9%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益3億5百万円（前期比22.0%減）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

音響機器事業の売上収益は100億2千3百万円（前期比8.8%減）となり、セグメント営業利益は8億4千6百万円（前期比34.1%減）となりました。

ハイエンドオーディオ機器（ESOTERICブランド）は、上半期にはブランド創設35周年記念のターンテーブルやパワーアンプ、また下半期にはSACDプレーヤーやセパレート・アンプなど多数の新製品を上市できました。国内市場は輸入ブランド製品の供給も安定し収益に寄与しました。海外市場では一部、中国、欧州で減収となりましたが全体では国内市場での販売が大きく伸び、増収となりました。

プレミアムオーディオ機器（TEACブランド）は、国内、海外市場双方においてインフレ圧力やウクライナ危機に端を発する資源価格の高騰などが景気後退懸念として消費者心理に影響を与え、普及価格帯の製品の売上が減少した結果、全体では減収となりました。

音楽制作・業務用オーディオ機器（TASCAMブランド）は、BtoB事業において通期に渡り設備向け定番製品の販売が安定した事と、第4四半期に業務用デジタルミキサーの海外出荷を開始した事、更には関連オプション製品の出荷開始による新製品効果もあって好調な販売となりました。BtoC事業においては、第4四半期に出荷開始したハンドヘルドレコーダーの新製品効果と前期末に上市した製品の販売が好調に推移したものの、前期売上をけん引した主力製品の販売は、巣ごもり需要の反動減により低調に推移しました。その結果、音楽制作・業務用オーディオ機器全体では減収となりました。

情報機器事業の売上収益は43億2千9百万円（前期比23.9%増）となり、セグメント営業利益は3億5千2百万円（前期比108.3%増）となりました。

計測機器は、データレコーダーにおいて市場の回復基調が見られ、国内・海外共に出荷が好調に推移しました。センサーおよびデジタル指示計においては、半導体製造装置市場の好況により出荷増となりました。大手プローバー装置メーカー向け出荷が当初計画を上回る水準で推移し、加えて下期からはシリコン製造装置関連メーカーからの受注も大きく伸び、結果として計測機器全体では大幅な増収となりました。医用画像記録再生機器は、国内の消化器内視鏡向けレコーダーの販売が好調に推移、手術画像用レコーダーに関しても国内・海外共に好調を維持しました。新製品の4Kレコーダーは市場での評価も高く販売は好調に推移、また海外大手内視鏡メーカーへのOEM契約も決まりました。結果として医用画像記録再生機器全体では、増収となりました。機内エンターテインメント機器は、国内市場において保守サービスを中心に販売を積み重ねたこと、海外向け販売も保守用部品の出荷が好調に推移しました。また第4四半期には国内エアラインでの機内エンターテインメント用サーバーの全路線への導入もあり、結果として同部門では増収となりました。ソリューションビジネスは、ネットワーク・インフラの保守サービスや受託開発案

件の積み重ねおよび年間を通した医用向けサーバーの出荷が好調に推移したことから増収となりました。

その他事業の売上収益は13億4千7百万円（前期比11.7%減）、セグメント営業利益は2億5千5百万円（前期比49.4%増）となりました。

企業集団の事業セグメント別売上収益の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別売上収益

区 分	第74期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		第75期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
音 響 機 器 事 業	10,985	68.6	10,023	63.8	△962	△8.8
情 報 機 器 事 業	3,493	21.8	4,329	27.6	836	23.9
そ の 他	1,527	9.5	1,347	8.6	△179	△11.7
合 計	16,004	100.0	15,699	100.0	△305	△1.9

※当連結会計年度より、従来「情報機器事業」に含まれていた「産業用光ドライブ事業」について経営成績を定期的に検討する事業として重要性が低下したため、「その他」に含めております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は変更後のセグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、省力化、生産性の向上および製品の信頼性向上のための投資を行っています。当連結会計年度の設備投資については、測定器、金型等を中心として経常的な投資にとどまりましたが、内訳は次のとおりであります。

設備投資の金額には、IFRS16号「リース」適用下における新規リース契約に伴う使用権資産の増加分1,027百万円を含んでおります。

	(単位：百万円)	
	当連結会計年度	前期比
音響機器事業	136	12.5%
情報機器事業	48	7.5%
その他および全社共通	1,032	2,798.9%
合計	<u>1,216</u>	<u>504.3%</u>

また、所要資金は自己資金で賄っています。

(3) 資金調達状況

当社は、当連結会計年度において、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、株式会社りそな銀行をアレンジャー兼エージェントとする4金融機関と総額25億4千万円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入残高は16億3千万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来「記録と再生」をコアに据え、技術革新による記録メディアの変遷とともに、常に高い記録品質を付加価値とする機器を、お客様に提供し続けてきました。しかしながら、インターネットや通信技術の発展に伴い、個人・法人ともに、メディアやその記録再生機器に対するニーズは減少傾向にあります。当社グループは、そのようなニーズの変化について、課題と認識する一方で、競合他社と差別化を図る好機と捉え、音響機器・情報機器の両事業においてネットワーク対応機器およびソリューションの提案・提供を急ぎ、一層の高付加価値化による収益力向上と事業成長を目指します。

当社グループは、記録・再生技術への探究心を原点とした事業活動を通じて、環境負荷の低減に努め持続可能な社会を実現することを使命とし、SDGsの達成に貢献してまいります。具体的には、① 女性管理職比率増加、② 紙使用削減、③ 製品・部品リユース比率の向上を直近で取り組むべきテーマとし、それぞれ短期目標ならびに中長期目標を設定し活動しております。

また、当社グループの長きに亘る重要課題の一つであった株主の皆様に対する利益還元については、自己資本比率が25%を超えることを目安として株主への配当を再開することとしておりました。当期の自己資本比率が28.4%に達しましたことから、2023年6月26日開催予定の株主総会におけるご承認を経て、配当を再開いたします。株主の皆様への利益還元は引き続きの重要課題であり、今後は増配を目指し、中期経営計画「B-7030計画」に沿った収益力向上と事業成長に取り組んでまいります。

当社グループは、上記のお客様、従業員、社会・環境、株主の皆様の他、金融機関を含むお取引先など全てのステークホルダーに「品質」を約束するブランドとなることで企業価値の持続的成長を目指しており、「品質」向上に向けた短期および中長期の経営課題解決に引き続き取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 72 期 (2020年3月期)	第 73 期 (2021年3月期)	第 74 期 (2022年3月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 収 益 (百万円)	14,745	14,589	16,004	15,699
営 業 利 益 (百万円)	286	508	654	563
税 引 前 当 期 利 益 (百万円)	69	342	481	341
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益 (百万円)	27	301	392	305
基本的1株当たり 当 期 利 益 (円)	0.94	10.45	13.60	10.60
親会社の所有者に 帰 属 する 持 分 (百万円)	1,323	1,844	2,468	3,112
1株当たり親会社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	45.93	64.02	85.70	108.02
資 産 合 計 (百万円)	9,540	9,651	10,081	10,958
資 本 合 計 (百万円)	1,417	1,844	2,468	3,112

(注) 当社は国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
	千	%	
ティアック アメリカ, INC.	US\$ 23,360	100.0	当社製品の販売
ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	¥ 64,200	100.0	情報機器製品・高級オーディオ機器の製造受託、部品の製造販売
ティアック UK LTD.	GBP 3,800	100.0	当社製品の販売
ティアック ヨーロッパ GmbH	EUR 2,061	100.0	当社製品の販売
ティアックシステムソリューションズ株式会社	¥ 90,000	100.0	ソフト開発およびシステム機器販売
ティアック オーディオ (チャイナ) CO., LTD.	HK\$ 27,000	100.0	音響機器の部品調達および仲介
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	HK\$ 20,000	100.0	音響機器の製造販売
エソテリック 株式会社	¥ 90,000	100.0	高級オーディオ機器の販売
ティアックカスタマーソリューションズ株式会社	¥ 10,000	100.0	当社製品のサービス
ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD.	HK\$ 1,000	100.0	当社製品の販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含めた議決権比率を記載しております。
2. 100%間接保有の子会社は、ティアック UK LTD.、東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.、ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD. であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業セグメント	主要製品
音響機器事業	ハイエンドオーディオ機器 (ESOTERICブランド)、プレミアムオーディオ機器 (TEACブランド) 音楽制作・業務用オーディオ機器 (TASCAMブランド)
情報機器事業	機内エンターテインメント機器、医用画像記録再生機器、計測機器

(8) 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

① 当社

テ ィ ア ッ ク 株 式 会 社	本社	東京都多摩市
-------------------	----	--------

② 子会社

ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	本社および工場	東京都青梅市
テ ィ ア ッ ク ア メ リ カ , I N C .	本社	米国 カリフォルニア州
テ ィ ア ッ ク ヨ ー ロ ッ パ G m b H	本社	ドイツ ヘッセン州
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	本社および工場	中国 広東省

(9) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
618 名	27 名

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人数

使 用 人 数	前会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
237 名	△4 名	49.0 歳	21.2 年

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	1,626 百万円

(注) シンジケートローンは株式会社りそな銀行をアレンジャー兼エージェントとする4金融機関によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,806,531株 （自己株式125,182株を除く）
- (3) 株主数 15,293名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,397 ^{千株}	4.85 [%]
山下 良久	941	3.26
松尾 博	860	2.99
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	612	2.12
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	562	1.95
楽天証券株式会社	424	1.47
安藤 収	400	1.39
柴田 隆志	270	0.94
ティアック社員持株会	267	0.93
力丸 米雄	230	0.80

（注）持株比率は、自己株式（125,182株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	英 裕 治	CEO
取 締 役	野 村 佳 秀	CFO
取 締 役 （常勤監査等委員）	林 健 二	
取 締 役 （監査等委員）	原 琢 己	弁護士、安井・原法律事務所所長、社会福祉法人ハマノ愛生会理事、メリックス株式会社社外取締役
取 締 役 （監査等委員）	坂 口 洋 二	公認会計士、税理士、坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長、城南監査法人社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）原 琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役であります。また、原 琢己および坂口洋二の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）坂口洋二氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実、内部監査部門等との連携その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、林健二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役等の指名・報酬に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保するため、2022年9月27日より任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員）原 琢己、坂口洋二および林健二氏の3名が委員となり、委員長は、原 琢己氏が務めております。

(2) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日付の取締役会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、(5)内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。また、当社は、2022年9月より取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置したこととともない、2022年9月27日付の取締役会決議において決定方針を一部改定しております。

なお、各取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しており、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は、以下のとおりです。

- (イ) 基本報酬（(ロ) (ハ) 以外の確定額報酬）の額または算定方法
取締役の役割・責務等に応じて基本報酬を決定し、月毎に固定額を支払うこととしております。固定額の改定は、役割・責務が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定することとしております。
- (ロ) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法
当社は、未だ経営再建途上にあり、固定報酬の一部自主返上が実施されていることを勘案し、業績連動報酬等は適用しないこととしております。
- (ハ) 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」
当社は、未だ経営再建途上にあり、固定報酬の一部自主返上が実施されていることを勘案し、非金銭報酬等は適用しないこととしております。
- (二) (イ) (ロ) (ハ) の割合（構成比率）
確定額の基本報酬を100%としております。
- (ホ) 報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針
月次払いとしております。
- (ヘ) 報酬等の決定の委任に関する事項
指名・報酬委員会の提示する個別報酬基準に準拠し、代表取締役が、個別報酬案を策定し、指名・報酬委員会の承認を受けた上で、取締役会決議により決定することとしております。
- (ト) 上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当事項はありません。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
2016年6月21日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額を年額1億7千万円以内、また、取締役（監査等委員）の金銭報酬の額を年額3千万円以内と定めております。なお、同決議当時の役員数は、取締役（監査等委員を除く）8名および取締役（監査等委員）3名です。
- ③ 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の内容に係る委任に関する事項
取締役の個人別の報酬等は、指名・報酬委員会の提示する個別報酬基準に準拠し、代表取締役英裕治が個別報酬案を策定し、指名・報酬委員会の承認を受けた上で取締役会決議により決定することとしております。
- ④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	40 (0)	40 (0)	-	-	2 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21 (9)	21 (9)	-	-	4 (2)
合 計 （うち社外取締役）	61 (9)	61 (9)	-	-	6 (2)

- (注) 1. 上表には、2022年6月17日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（監査等委員、うち社外取締役0名）を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く）2名および取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役が2名）であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・社外取締役 原 琢己氏は、安井・原法律事務所の所長であり、社会福祉法人ハマノ愛生会理事およびメリックス株式会社の社外取締役を兼職しております。同事務所および兼職先の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役 坂口 洋二氏は、坂口洋二公認会計士・税理士事務所の所長であり、城南監査法人社員を兼職しております。同事務所および兼職先の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	原 琢 己	<p>当期開催の取締役会10回、監査等委員会15回、指名・報酬委員会5回および経営執行会議12回のすべてに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての豊富な経験と幅広い知見により、主に法務分野の見地より監督・助言を行い、取締役会の意思決定の適合性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の経営方針の策定等における監督機能を担っております。さらに、指名・報酬委員会において意見を述べるとともに、委員長として同委員会の運営を主導しております。</p>
取締役 (監査等委員)	坂 口 洋 二	<p>当期開催の取締役会10回、監査等委員会15回、指名・報酬委員会5回および経営執行会議12回のすべてに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い知見により、主に財務会計分野の見地より監督・助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の経営方針の策定等における監督機能を担っております。さらに、指名・報酬委員会の委員として意見を述べております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 48百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社6社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を四捨五入して表示しています。また、比率は表示桁未満を四捨五入しています。

連結財政状態計算書(国際会計基準)

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	8,351	流 動 負 債	5,316
現金及び現金同等物	1,196	社債及び借入金	2,042
営業債権及びその他の債権	2,925	リース負債	448
棚卸資産	3,862	営業債務及びその他の債務	1,281
その他の流動資産	368	引当金	717
非 流 動 資 産	2,607	未払法人所得税	21
有形固定資産	2,233	その他の流動負債	806
無形資産	143	非 流 動 負 債	2,531
繰延税金資産	36	社債及び借入金	1,083
その他の金融資産	138	リース負債	685
その他の非流動資産	57	長期未払金	689
資 産 合 計	10,958	引当金	43
		繰延税金負債	19
		その他の非流動負債	13
		負 債 合 計	7,847
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	3,112
		資本金	3,500
		資本剰余金	11
		自己株式	△122
		利益剰余金	2,194
		利益剰余金	△3,430
		(IFRS移行時の累積換算差額)	
		その他の資本の構成要素	959
		資 本 合 計	3,112
		負 債 及 び 資 本 合 計	10,958

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結損益計算書(国際会計基準)

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	15,699
売 上 原 価	8,830
売 上 総 利 益	6,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,363
そ の 他 の 損 益	57
営 業 利 益	563
金 融 収 益	6
金 融 費 用	228
税 引 前 当 期 利 益	341
法 人 所 得 税 費 用	36
当 期 利 益	305
当 期 利 益 の 帰 属 先 :	
親 会 社 の 所 有 者 持 分	305
合 計	305

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結持分変動計算書(国際会計基準)

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本 剰余金	自己 株式	利益 剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
2022年4月1日残高	3,500	11	△123	1,809	△3,430
当期包括利益					
当期利益				305	
その他の包括利益					
当期包括利益合計	—	—	—	305	—
所有者との取引等					
自己株式の取得			△0		
自己株式の処分			1		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				79	
その他の増減				0	
所有者との取引等計	—	—	1	79	—
2023年3月31日残高	3,500	11	△122	2,194	△3,430

	親会社の所有者に帰属する持分		資本合計
	その他の 資本の構成要素	合計	
2022年4月1日残高	701	2,468	2,468
当期包括利益			
当期利益		305	305
その他の包括利益	337	337	337
当期包括利益合計	337	643	643
所有者との取引等			
自己株式の取得		△0	△0
自己株式の処分		1	1
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△79	—	—
その他の増減		0	0
所有者との取引等計	△79	1	1
2023年3月31日残高	959	3,112	3,112

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,868	流動負債	5,679
現金及び預金	708	支払手形	309
受取手形	430	買掛金	356
売掛金	1,533	短期借入金	1,626
商品	917	関係会社短期借入金	1,964
原材料及び仕掛品	640	1年内返済予定の長期借入金	162
前払費用	146	1年内償還予定の社債	100
関係会社短期貸付金	68	リース債務	30
未収入金	319	未払金	469
リース債権	70	未払費用	156
その他	54	未払法人税等	59
貸倒引当金	△17	前受収益	14
固定資産	6,470	前受り金	59
有形固定資産	1,444	預り金	28
建物	316	賞与引当金	205
構築物	3	製品保証引当金	41
機械及び装置	0	未払消費税等	66
車両運搬具	0	その他	33
工具、器具及び備品	38	固定負債	1,342
土地	1,075	社債	250
リース資産	12	長期未払金	658
無形固定資産	46	長期借入金	378
ソフトウェア	44	リース債	56
その他	3	その他	1
投資その他の資産	4,980	負債合計	7,021
投資有価証券	0	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	4,780	株主資本	4,330
長期前払費用	2	資本金	3,500
前払年金費用	50	資本剰余金	54
長期未収入金	173	その他資本剰余金	54
敷金及び保証金	102	利益剰余金	898
破産更生債権等	160	その他利益剰余金	898
その他	5	繰越利益剰余金	898
貸倒引当金	△292	自己株式	△122
繰延資産	13	純資産合計	4,330
社債発行費	13	負債及び純資産合計	11,352
資産合計	11,352		

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,927
売 上 原 価		6,872
売 上 総 利 益		4,055
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,929
営 業 利 益		126
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	95	
受 取 地 代 家 賃	72	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	9	
為 替 差 益	53	
そ の 他	9	240
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	116	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	53	
不 動 産 賃 貸 原 価	28	
そ の 他	4	200
経 常 利 益		165
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	4
税 引 前 当 期 純 利 益		169
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14	14
当 期 純 利 益		155

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2022年4月1日残高	3,500	54	743	△121	4,175	4,175
当期変動額						
当期純利益			155		155	155
自己株式の取得				△0	△0	△0
当期変動額合計	—	—	155	△0	155	155
2023年3月31日残高	3,500	54	898	△122	4,330	4,330

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ティアック株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティアック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ティアック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

ティアック株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の（計算書類の訂正について）に記載されているとおり、会社は、計算書類を訂正している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

なお、当監査法人は、訂正前の計算書類に対して2023年5月17日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の計算書類に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、

その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制所管部門と連携の上、監査等委員会直下の内部監査部門と協力し、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、国内子会社については、常勤監査等委員が当該子会社の監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月16日

ティアック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 林 健 二 ㊟

監査等委員 原 琢 己 ㊟

監査等委員 坂 口 洋 二 ㊟

(注) 監査等委員原 琢己及び同坂口洋二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。2022年5月に株主還元に関する基本的な方針を定め、当期より自己資本比率が25%を超過することを目安として当期の業績および今後の事業展開等を勘案し配当を実施することを決定いたしました。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、目安となる自己資本比率を達成していることから、当期の業績および今後の事業展開とのバランスを考慮したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の書類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金1円 総額は、28,806,531円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討されましたが、特段の意見はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	はなぶさ ゆうじ 英 裕 治 (1961年9月17日生)	1985年4月 当社入社 2001年2月 当社タスカム部長 2004年6月 当社執行役員タスカムビジネスユニットマネジャー 2005年5月 当社執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント 2006年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	21,200株
	[選任理由] 入社以来、音響機器事業に従事し、執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント等を経て、2006年から業務執行の最高責任者である取締役社長、現在では取締役社長CEOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
2	のむら よしひで 野 村 佳 秀 (1954年8月11日生)	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社業務企画部長 2003年8月 当社財務部長 2004年6月 当社執行役員財務部長 2007年6月 当社取締役財務部長 2010年4月 当社取締役コーポレート本部長 2012年5月 当社取締役コーポレート本部長兼経営情報部長 2013年4月 当社取締役財務担当 2013年6月 当社取締役CFO（現任）	11,800株
	[選任理由] 入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、取締役コーポレート本部長等を経て、現在では取締役CFOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、英 裕治および野村 佳秀、両氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との契約を継続する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。英 裕治および野村 佳秀、両氏の再任が承認された場合は、両氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会および執行役員のスキルマトリックスは以下のとおり予定しております。

氏名	役職	属性	当社が取締役に特に期待する分野									性別		国籍		
			企業経営・企業戦略	財務会計	営業・マーケティング	製造・研究開発	SCM	IT・DX	グローバル	法務	コーポレートガバナンス	ESG・サステナビリティ	男性		女性	
英 裕治	代表取締役CEO	常勤業務執行	○		○					○				○		日本
野村 佳秀	取締役CFO	常勤業務執行	○	○					○	○		○		○		日本
林 健二	取締役監査等委員長	常勤監査等委員									○	○	○	○		日本
原 琢己	取締役監査等委員	非常勤独立役員									○			○		日本
坂口 洋二	取締役監査等委員	非常勤独立役員		○										○		日本

（注）当社は、執行役員制度を導入しており、本表では空欄の「製造・研究開発」や「SCM」を含め、取締役会に執行役員を加えた体制により、当社が経営と業務執行に重要と見なす全分野が網羅されます。

以 上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都多摩市落合一丁目47番地
当社1階 ゲストゾーン
電話 042-356-9100 (代)



交 通

京王相模原線「京王多摩センター駅」下車	徒歩 約5分
小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車	徒歩 約5分
多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車	徒歩 約5分